

融資事務手数料改定のお知らせ

平素より当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では令和6年4月1日（月）より、融資条件変更事務手数料の改定および収益物件融資事務取扱手数料の新設をさせていただくことといたしました。なお、融資条件変更事務手数料は令和6年4月1日実行分からの改定、収益物件融資事務取扱手数料は令和6年4月1日受付分からの新設となります。

何卒、お客さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【融資条件変更事務手数料の改定】・・・令和6年4月1日実行分より

- ・手数料は、現在の5,500円から**11,000円に変更**となります。
- ・いままでは、お借入の数にかかわらず一回のお申込みにつき5,500円の手数料としておりましたが、今回の改定で**お借入の口数に応じた手数料**とさせていただきます（ただし上限55,000円）。

（例）3口のお借入の条件変更の場合：11,000円×3口＝33,000円 の手数料

- ・返済日やボーナス月の変更、保証人の加入および脱退、債務者の変更（債務引受）については、**一回のお申込みにつき11,000円**とさせていただきます。

詳しくは裏面をご覧ください

【収益物件融資事務取扱手数料の新設】・・・令和6年4月1日受付分より

- ・収益物件（アパートなどの賃貸物件）取得資金をお申込みいただき、実際にお借入をする場合、**一回のお申込みにつき33,000円の手数料**をお支払いいただきます。

詳しくは、取扱店窓口・営業担当にお問い合わせください

■ホームページアドレス
<https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

新潟けんしん



取扱店

担当

TEL

融資条件変更事務手数料の改定内容

対象項目	対象内容	手数料
証書貸付	金利引下げ、融資期間の延長・短縮（一部繰上返済による場合を除く）、返済方法の変更	お借入1件につき 11,000円 (上限55,000円)
手形貸付	分割返済への切替（債務承認並びに弁済契約による）、分割返済への切替後の返済方法の変更	
当座貸越	金利引下げ、極度額の変更、随時返済から分割返済への切替（債務承認並びに弁済契約による）、分割返済への切替後の返済方法の変更	
証書貸付	返済日・ボーナス月の変更	1回のお申込みにつき 11,000円
共通	保証人の加入および脱退、債務者の変更（債務引受）	

●事業性資金および非事業性資金の融資が対象となり、個人ローンは対象となりません

●以下の場合には手数料の対象となりません

①預金を担保とする融資の貸出条件の変更

②次のお客様の事情による貸出条件の変更にあたらないもの

・商号変更 ・法人の代表者変更 ・相続の開始に伴う債務者・保証人の変更